

第 5 回耕作放棄地対策研究会（現地調査）の概要

日 時：平成 20 年 9 月 19 日（金）

場 所：愛知県（田原市、新城市）

出席委員：三野座長、近藤委員（午前のみ）、永堀委員、野口委員、宮城委員

取組内容：愛知県田原市 菜の花エコプロジェクト、担い手への利用集積
新城市 農地の利用権設定、遊休農地放牧

1. 田原市

（1）田原菜の花エコプロジェクト

（取組概況）

- ・ 田原市が進めている「たはらエコ・ガーデンシティ構想」の推進を図るため、菜の花を活用した遊休農地の保全と景観の向上、菜種油の搾油、バイオディーゼル燃料化事業を柱に、市と NPO 法人が連携を取りながら資源循環と環境整備に取り組んでいる。

（経緯）

- ・ 「田原菜の花エコプロジェクト」は、田原市が掲げる環境共生まちづくり「たはらエコ・ガーデンシティ構想」の 7 プロジェクトのうちの一つで、菜の花を栽培して菜種から油を搾り、油かすは肥料に利用。食用に利用した菜種油の廃食用油を回収して軽油代替燃料などとして再生利用するもので、菜の花をキーワードにした資源循環型社会の形成を目指すプロジェクトである。
- ・ 田原市では平成 12 年度に遊休農地を農業委員会自らが解消しようと、20a を借り受け菜の花栽培を行い遊休農地を解消し、その後、平成 15 年度に「田原菜の花エコプロジェクト」が立ち上がり、市・農業委員会・市民がともに協力し推進協議会を立ち上げて推進してきた。その後さらに本プロジェクトを推進するため、平成 17 年 12 月に NPO 法人が立ち上がり、現在田原市と協働で遊休農地解消のために菜の花の作付けを行っている。
- ・ 遊休農地に菜の花を作付けし、美しい農村景観を作り出すことは住民の心の豊かさを生み出し、訪れる人の心をも和ませている。また、菜種油の生産販売からその回収・廃食用油リサイクルまでの一連の取組は、地産地消の促進のみならず、資源循環型社会を目指し、世代を超えて引き継ぐ地域づくりに貢献している。
- ・ 平成 19 年 2 月にはその活動が認められ、愛知環境賞優秀賞を受賞した。平成 19 年度からは国土交通省が展開する日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道へも参画し、道づくり、郷づくり、人づくりを実践している。

＜田原菜の花エコプロジェクトの経緯＞

平成元年 11 月	農業委員会が遊休農地調査を開始。
平成 12 年度	農業委員会が遊休農地に菜の花を栽培（20a）
平成 15 年 6 月	「たはらエコ・ガーデンシティ構想」が環境共生まちづくりの全国モデルに選定。

9月	田原菜の花エコ推進協議会発足（菜種の栽培に着手）
平成16年4月	菜の花エコボランティア講習会開催
～9月	
平成17年11月	遊休地所有者に管理耕作依頼通知発送（農業委員会）
12月	NPO法人田原菜の花エコネットワーク設立（翌年4月登記）
平成19年4月	営農支援センター開設

<NPO法人の取組経緯>

平成17年12月～	田原市と協働で菜の花栽培等に着手
平成18年度	観賞用菜の花5.9ha、観賞用草花3.7ha 菜種栽培面積3.2ha（収穫2.8ha）、計12.8ha 担い手へ健全農地として譲り渡した農地8,743㎡(※)
	※菜の花等栽培後、担い手農家が営農利用しているもの。
平成18年12月	菜種油「たはらっこ」商品化
平成19年2月	愛知環境賞優秀賞 受賞
平成19年度	観賞用菜の花5.1ha、観賞用草花5.0ha 菜種栽培面積2.6ha、（収穫2.1ha）、計12.7ha 担い手へ健全農地として譲り渡した農地10,510㎡(※)

（取組状況）

- ・ NPO法人の構成員…市民59名、賛助団体（企業等）6社を構成員としている。
- ・ ほ場の選定…農業委員会が通知する遊休農地管理耕作依頼通知を受け又は農地所有者自らの意思で営農支援センターを通じて耕作依頼のあった農地について現場確認を行い、適否を判断し、営農支援センターとタイアップして菜の花等の作付けを行う。NPO法人が直接依頼を受けるもの及び地主に呼びかける場合もある。
- ・ 耕耘…主として営農支援センター（オペレーター付）のトラクターで実施。
- ・ 播種…耕耘後にNPO法人会員が播種。場所によりトラクター取付の播種機を用いる場合あり。種は市が購入。
- ・ 管理…NPO法人会員が実施。
- ・ 収穫…コンバイン（オペレーター付）を調達してNPO法人が実施。
- ・ 土壌改良…ほ場の状況をみて元肥（堆肥）、追肥をNPO法人が実施。費用負担は市。
- ・ 経費負担…菜の花及び夏作の景観作物作付面積に基づき市から委託料を交付（18,000円/10a）。NPO法人以外の個人については同額の補助金を交付。菜種刈取りについても同額の委託料を交付。

（取組拡大の課題）

- ・ キャベツ等周辺作物に影響を与えないために最低限の農薬散布が必要となるが、登録農薬が限られている。（農薬2種類は菜の花エコ推進協議会で独自に試験を実施し登録（平成19年度））
- ・ 作業の機械化
- ・ 連作障害への対応
- ・ 適正品種の選定
- ・ 播種の時期、菜種の収穫の時期が一時期に限られるため、一つの組織では栽培面積に限界がある。

(2) 田原市営農支援センター

(取組概況)

- ・ 営農支援センターが担い手づくり、農地の保全活用、経営の支援等を一体的に取り組むことにより、遊休農地の有効活用を推進。

(経緯)

- ・ 後継者不足、高齢化、遊休農地の拡大などの課題に対し、新規就農等の担い手育成の研修は普及センターが、遊休農地の担い手等への斡旋は農業委員会が、それぞれ取り組んできたが、これらの取組の効率化を図るため、これらを一括して取り組む拠点として「田原市営農支援センター」を19年4月に設置。
- ・ 遊休農地を担い手や新規就農者等へあっせんする「農地バンク事業」、菜の花プロジェクト活動への機械作業等の支援を行う「菜の花エコプロジェクト支援事業」を19年度より実施。
- ・ 定年退職者等担い手を育成する「農業セミナー事業」を20年4月より、新規就農者等の機械経費軽減を図る「農機具バンク事業」を20年6月より実施。

(取り組み状況)

<営農支援センターの組織>

- ・ 19年度は職員2名でスタートし、20年度からは農政課農政係からの異動者1名が加わり、3名体制で取り組んでいる。

<農地バンク事業>

- ・ 市内にある約450ha（平成19年農業委員会調査）の遊休農地を解消するため、担い手農家を中心に農地の仲介・斡旋を実施。
- ・ 営農支援センターが農業委員と連携して遊休農地の所有者へ働きかけを行い、同意の得られた遊休農地を担い手農家等へ斡旋しており、20年7月までに担い手農家等へ集積した実績は10.3haである。

○担い手への集積（使用貸借権・賃貸借権の設定）	7.5ha
○菜の花エコへの提供	2.6ha
○農地保有合理化事業（売買）による担い手への集積	0.2ha
計	10.3ha

- ・ 遊休農地を借り受けた担い手農家は、9戸（露地野菜6戸、稲作経営3戸）である。
- ・ これらの斡旋した遊休農地の状態は、草刈り程度で耕作可能なものについては、借り手が草刈り等を行い耕作を行っている。復旧に相当程度の費用を要するものについては、農地所有者が伐採・伐根等を行っている。

<菜の花エコプロジェクト支援事業>

- ・ 遊休農地再生のため、菜の花エコプロジェクト活動の耕起・播種などの作業に対してトラクター（オペレーター付）を派遣している。
- ・ 19年度実績では、12.6haの菜の花栽培の耕起・播種などの作業を支援しており、その負担額はオペレーター人件費及びトラクターの燃料費で60万円であった。

<農機具バンク事業>

- ・新規就農者や兼業農業者などの農業機械購入にかかる費用の負担軽減を目的に、トラクター（オペレーター付）、耕耘機などの農機具（大型刈り払い機フレールモアを含む）を20年6月より貸与している。9月3日現在の実績では、75psトラクター8件、36psトラクター1件である。
- ・利用者は、オペレーター付きで機械の貸与を受け、遊休農地の草刈り、耕起等の作業を行っている。

<農業セミナー事業>

- ・健康づくり・生きがいづくりを目的に家庭菜園程度の栽培技術を習得する「生き生き農業セミナー」を20年4月より開催。
- ・「春夏野菜コース」（4月下旬～8月上旬）と「秋冬野菜コース」（9月上旬～12月中旬）があり、普及センター職員、農協職員、野菜栽培農家を講師とした講義及びほ場実習を行っている。
- ・春夏野菜コースでは、企業退職者・主婦等11名が参加。秋冬野菜コースでは、定員10名に対して21名が参加しており、市民の関心が高い。
- ・なお、新規就農者の育成を図る研修事業（「チャレンジ農業セミナー」）は、現在普及センターが開催している「セカンドライフ農業セミナー」の終了に併せて、22年度以降市・県・JAなどと共同開催予定である。

（課題・意見要望）

【課題】

- ・田原市の農業は、生鮮野菜類の産地化と温室・畜産団地等の造成により、露地野菜栽培、施設園芸、畜産が盛んとなっている。しかし、収益性の問題から水稲の作付けは少なく、特徴として耕作放棄地は、畑に比べて水田に多く見られる。
- ・田原市の第1次産業従事者は、全国的に見れば高水準であるが、年々減少しており、耕作放棄地解消の妨げとなる大きな要因となっている。

【要望】

- ・田原市における耕作放棄地は、農家にとって収益性の低い土地、あるいは有効利用できない土地であると考えられる。これを解消するためには、農地の需要を高めることが必要で、そのためには農業の担い手を確保することが最も重要である。
- ・農業の担い手となる農業従事者を確保するためには、農業が魅力ある産業であることが大切である。他産業と比較して、所得においてもやりがいにおいてもひけをとらない農業を育成するよう、国の政策を望む。

2. 新城市

(1) (有) あぐり奥三河

(取組概況)

- ・ J A 出資農業生産法人「(有) あぐり奥三河」が遊休農地 4. 7 h a を活用し、野菜等の営農に取り組むとともに後継者育成（就農希望者の研修）に取り組んでいる。

(経緯)

- ・ 愛知県では、担い手不足地域における担い手として農協等が出資する農業生産法人の設立が推進されている。このような中、「(有) あぐり奥三河」は愛知東農協 100% 出資により 17 年 4 月に設立された。なお、愛知県下では同法人を含め 6 つの農協出資の農業生産法人が設立されている。
- ・ 同法人は、17 年に旧新城市内において 2 h a、旧作手村内において 2 h a の遊休農地等を借り入れ、開墾・土壌改良、ハウス施設整備を行い、18 年度より露地野菜、施設野菜等の営農及び就農希望者の研修受入に取り組んでいる。
- ・ 18 年に旧新城市内において、新たに 0. 7 h a の遊休農地を借り受け、サツマイモの栽培に取り組んでおり、現在の経営面積は 4. 7 h a である。

(取り組み状況)

<遊休農地活用>

- ・ 法人は従業員 3 名、臨時雇用 4 名で運営されており、従業員 3 名は愛知東農協からの出向である。
- ・ 遊休農地の開墾は、法人自らが行っており、開墾に要した費用は 10 a 当たり 1 万円程度である。
- ・ ハウス施設（19 a）の整備、農業機械（ブロードキャスター、うね立機等）の導入に約 2 千万円要しており、これらは J A 融資資金により調達している。
- ・ 現在の栽培状況は、以下のとおりである。

新城農場（2. 7 h a） 露地：サツマイモ、大豆、野菜、ブルーベリー

施設：中玉トマト、高設いちご

作手農場（2 h a） 露地：トウモロコシ、ブルーベリー

施設：中玉トマト、菌床シイタケ

- ・ 農産物の出荷先は、地元の「グリーンセンター」等の直売所と量販店であり、両農場合わせた 19 年度の販売額は約 2 千万円である。

<後継者育成>

- ・ 就農希望者の研修受入は、両農場において 1 年間、作物栽培を手伝いつつ実習方式で学ぶものであり、研修生には法人より通勤手当が支給される。
- ・ 後継者育成の取組実績は、以下のとおりであり、18～19 年度に 6 名の研修を行い、

5名が就農している。

H18年：4名の研修を行い、現在3名がブルーベリー、野菜に取り組んでいる

H19年：2名の研修を行い、現在2名がブルーベリー、野菜、いちごに取り組んでおり、うち1名は専業農家目指し準備中である

H20年：3名が研修中

- ・研修生は同法人が、ホームページ・新聞を通じ公募し、選定している。研修生は定年退職した団塊世代が多い。
- ・研修後は、JA・県農業改良普及課が連携し、農地の斡旋や営農指導等をサポートしている。

(問題点)

①遊休農地問題

- ・遊休農地の大面積に法人が対応できるのはごく一部で、とても農家の要求に対応できない。
- ・取り組むほど赤字が拡大するので、国の支援が必要。
- ・山間地域活性化対策として、農産加工の支援も必要。

②団塊後継者問題（農地法）

- ・農業特区として、研修終了後は1反から農業に参画できる仕組みを望む。

③鳥獣害のひどさ

- ・露地野菜に取り組んでも鳥獣害がひどい。（中山間地域での耕作は米が最も適している。米ならば統一して対処しやすい。大豆、そば、飼料作物等は、鹿・猪・猿の害で継続が困難である。）
- ・山間地域農業を守る農家が大幅に減少する中で、農地荒廃を防ぐには中山間地域転作優遇措置が必要。

(2) 遊休農地を活用した放牧

(新城市における放牧の取組概況)

現在、2戸の農家が放牧しており、今後2戸が予定している。

(経緯)

- 平成15年 鳳来町の補助を受け、玖老勢地区で畜産農家1戸が2頭の放牧。
- 平成16年 鳳来町の補助を受け、玖老勢地区で畜産農家1戸が2頭の放牧。
- 平成17年 愛知東農協和牛部会が所有していた資材を活用し、海老地区・名越地区で畜産農家1戸が2頭の放牧。
愛知県の補助を受け、川田地区で畜産農家1戸が2頭の放牧。
上平井地区の集落の依頼により放牧しようとしたが、牛が逃げ中止。
- 平成18年 愛知東農協和牛部会が所有していた資材を活用し、菅沼地区で畜産農家1戸が2頭の放牧。
川田地区で引き続き畜産農家1戸が2頭放牧。一時期中売地区で放牧。
愛知県の補助を受け、設楽名倉地区で畜産農家1戸が地主に管理を委託し、2頭の放牧。
- 平成19年 愛知東農協和牛部会が所有していた資材を活用し、引き続き菅沼地区で畜産農家1戸が2頭の放牧。
川田地区で引き続き畜産農家1戸が3頭放牧。一時期地区依頼で名越地区で放牧。
設楽名倉地区で引き続き地主管理の元、1戸が2頭の放牧。
- 平成20年 川田地区で引き続き畜産農家1戸が3頭の放牧。
設楽名倉地区で引き続き地主に管理を委託し、2戸が4頭の放牧。
愛知東農協和牛部会が所有していた資材を活用し、引き続き菅沼地区で畜産農家1戸が2頭の放牧(予定)。
耕畜連携水田活用対策事業の活用により営農組合が海老地区で2頭の放牧(予定)。

年度	地区名					
15	玖老勢					
16						
17		海老・名越	川田			
18			川田	菅沼	設楽名倉	
19			川田	菅沼	設楽名倉	
20			川田	菅沼(予定)	設楽名倉	海老(予定)

(白井さんの取り組み状況) 白井重成(視察先:川田地区)

- 経営状況: 稲作1.5ヘクタール、和牛繁殖3頭
 遊休農地での放牧: 水田0.75ヘクタール(所有者との調整は本人が実施)
 必要資材: 愛知県補助
 放牧牛: 愛知県より経産牛の譲渡(放牧経験牛)

畜 舍： 分娩にあたり建設、子牛育成
放 牧 方 法： 周年放牧

(課題・要望)

- ・ 牛の管理技術が難しい。
- ・ 現在の放牧地が湿田で、ソルガム等飼料作物が出来ない。
- ・ 放牧地の拡大がなかなか出来ない。(地主との交渉に当たっては、行政の仲介がほしい。)

耕作放棄地解消探る

農水省 研究会 愛知2カ所で現地調査

耕作放棄地の解消策について協議している農水省の耕作放棄地対策研究会は19日、愛知県田原市と新城市を訪れ、現地調査を行った。市やJA、生産者らは、菜の花栽培や放牧など耕作放棄地の解消策や、担い手への農地集積の取り組みと課題について説明。委員らは、現場の解消策や課題について理解を深めた。



耕作放棄地を復元し菜の花栽培をする圃場で説明を聞く研究会委員(19日、愛知県田原市で)

研究会は、大学教授ら委員10人で構成。市町村で進めている耕作放棄地を支援するための論点や施策について10月までに中間まとめをする。

田原市では、耕作放棄地を使った菜の花栽培や営農支援センターによる担い手への農地集積について視察。菜の花は25センチまで広がり、うち10センチはNPO法人(特定非営利活動法人)が栽培する。課題として、同市は施設園芸が中心となるため、条件のいい土地でも水田の荒廃が拡大していることを挙げた。

新城市では耕作放棄地

への放牧やJA愛知東出資法人による担い手育成のほか、中山間地が進む高齢化や鳥獣害の状況を

説明。JAの河合勝正組合長は「高齢化はもちろん、獣害も抱えている。農地を守るため国の支援を考えて」と訴えた。研究会座長を務める鳥取環境大学の三野徹教授は「2地域の耕作放棄地の発生原因は全く違う。共通した対策をたてるのは難しいが、現場の知恵を生かしていきたい」と話した。